

## 女性

## ● 条約・法制度の整備状況

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が1985(昭和60)年に締結されました。その中では、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきとされており、国際社会における女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。

わが国では、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が施行、その後、2010(平成22)年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)(P100)をはじめとするさまざまな取り組みが進められてきました。

2012(平成24)年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」が策定されました。2015(平成27)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みが進められることとなりました。

2016(平成28)年に「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」「健やかに安心して暮らせる社会づくり」「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の三つの基本方針を掲げ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

男女間の暴力に関しては、2013(平成25)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が相次いで改正され、2017(平成29)

年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017 - 2021）」が策定されました。

### ● 本市における取り組み

本市では、1988（昭和63）年に女性施策の基本方向を示した「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定とともに、八尾市女性施策推進本部（現在の八尾市男女共同参画施策推進本部）を設置し、男女共同参画の推進に努めてきました。また、1999（平成11）年に、「やお女と男のはつらつプラン」を、2009（平成21）年に「第2次やお女と男のはつらつプラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進、あらゆる暴力の根絶、人権としての性の尊重などのほかに、男女が対等な立場であらゆる分野に参加・参画することが確保される社会など、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。

また、2010（平成22）年には、市民や事業者・市が果たすべき役割、相互に共有しておくべき基本的な考え方等を示した「八尾市男女共同参画推進条例」を施行しました。

さらに、2016（平成28）年に「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定し、2021（令和3）年に改定を行いました。

### ● 市民意識調査結果

2019（令和元）年度に、本市が実施した「令和元年度人権についての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）においては、女性の人権で特に問題と感じる項目として、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」（58.6%）が最も多く、次いで「痴漢や強制わいせつ、レイプ（強姦）などの性犯罪をすること」（47.1%）、「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）（P98）をすること」（42.7%）があげられています。

### ● 女性を取り巻く課題

家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残るとともに、DV、デートDV（P98）、性犯罪、リベンジポルノ（P101）、ストーカー行為やセクシュアルハラスメント（P97）などの各種ハラスメント等の問題が深刻化するほか、2019（令和元）年に世界経済フォーラムが発表した経済、教育、

政治および健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は153ヶ国中121位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していくことが求められています。

## 子ども

### ● 条約・法制度の整備状況

1989（平成元）年の国連総会で、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、18歳未満のすべての子どもを対象として、子どもが保護の対象としてだけでなく、権利の主体であることが明確に規定されました。子どもはいかなる差別も受けず、「生きる権利」、自分らしく「育つ権利」、あらゆる虐待、放置、搾取から「守られる権利」、家族や地域社会の一員として「参加する権利」がうたわれています。

わが国では、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」を締結し、1998（平成10）年に「児童福祉法」の改正、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、2000（平成12）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）や、2010（平成22）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ（P94）防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、2014（平成26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。

また、2015（平成27）年3月に「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

2017（平成29）年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育

の機会の確保等に関する法律」が施行され、さらに、2020（令和2）年4月に児童福祉法等改正法が施行され、子どもへの体罰（P98）禁止が明記されるなど、子どもの権利を守る法制度の整備が進められてきました。

### ● 本市における取り組み

本市では、2004（平成16）年に「八尾市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる教育の場における人権教育を推進しています。また、2015（平成27）年5月には「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念に「八尾市こどもいきいき未来計画」が策定され、2020（令和2）年3月に子どもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するために「八尾市こどもいきいき未来計画」（後期計画）が策定され、子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上に向けた取り組みが進められています。さらに、2015（平成27）年5月に「八尾市いじめ防止基本方針」が策定され、社会全体でいじめの問題を克服することをめざして取り組みを進めています。

八尾市子育て総合支援ネットワークセンター等においては、すべての子育て家庭が安心して子育てができるためのサポートとして、相談、情報提供、地域の子育て支援、保育サービスを行っています。また、教育センターにおいては、中学校までの学校教育に関わる子どもの相談、情報提供などを行っています。

子どもの虐待への対応としては、2005（平成17）年度に「八尾市児童虐待防止ネットワーク」を設置しました。現在は、このネットワークから2007（平成19）年度に移行した「八尾市要保護児童対策地域協議会」（P101）において、関係者が連携して、虐待発生予防の取り組みを進めています。

また、2020（令和2）年4月には、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期発見・早期対応の取り組みを進めるために、市長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、すべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、2020（令和2）年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定しました。

## ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、子どもの人権で特に問題と感じる項目として、「親が子どもに虐待すること」(71.7%)が最も多く、次いで「仲間外れや無視、暴力や相手が嫌がることをしたりされたりするなど、いじめを行うこと」(62.7%)、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」(60.9%)があげられています。

## ● 子どもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭やステップファミリー(P97)等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子どもどうしの交流機会の減少、学力格差の拡大といった子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。また、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、子どもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の子どもの性的搾取、デートDVなどのほか、子どもの連れ去り事件などが深刻な問題となってきました。

近年では、児童虐待相談対応件数やいじめ認知件数が増加する一方、経済格差の広がりによる子どもの貧困の問題が深刻さを増しており、その対策が求められています。また、インターネット、携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、インターネットを介しての悪質ないじめ、有害サイトにアクセスすることで、子どもが事件に巻き込まれたりするなど、新たな危険から子どもを守ることも必要となっています。子どもが一人の人間として最大限に人権が尊重され、守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。

## 高齢者

### ● 条約・法制度の整備状況

1982(昭和57)年の国連の高齢化に関する世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、1991(平成3)年にはその行動計画推進などを目的として、「高齢者のための国連原則」(高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の実現)が採択されました。

わが国では、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に

対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

### ● 本市における取り組み

本市では、2018(平成30)年4月からの「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、「認知症対策と高齢者の権利擁護の推進施策」等を基本施策として、生きがいつくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策などの取り組みを推進しています。

また、2021(令和3)年度からの「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、「高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現」という基本目標に「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」という副次目標を加えるとともに、目標の実現に向けて効率的に計画を進めます。

高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)においては、介護サービスに関する相談や虐待、「成年後見制度」に関する相談など、高齢者が地域で安心して暮らし続けていくための取り組みを進めています。

また、八尾市地域ケア会議において高齢者の保健・医療・福祉及び地域との円滑な連携と調整を図り、虐待や認知症等の高齢者の人権に関わるケースについては関係機関と連携して人権擁護に配慮した対応を行っています。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、高齢者の人権で特に問題と感じる項目として、「悪徳商法や詐欺などによる財産を搾取すること」(55.8%)が最も多く、次いで「病院や福祉施設において、職員等の対応が不十分であったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること」(44.6%)、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」(37.5%)があげられています。

## ● 高齢者を取り巻く課題

日本では、2020（令和2）年9月時点で65歳以上が3,617万人で、高齢者が総人口に占める割合は28.7%となっており、就労や入居に際しての差別のほか、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死、高齢者の財産の搾取などといった社会問題が指摘されています。また、高齢者の権利保障のための相談・支援体制の拡充、虐待防止、権利擁護の課題に対応していくことが必要です。

今後は、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが求められています。

## 障がいのある人

### ● 条約・法制度の整備状況

国連は、1975（昭和50）年に「障害者の権利宣言」を採択し、1981（昭和56）年を「完全参加と平等」を掲げた「国際障害者年」とし、その後、順次「国連障害者10年」、「アジア太平洋障害者の10年」、「新アジア太平洋障害者の10年」を定め、各国に具体的な取り組みを求めてきました。

2006（平成18）年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、わが国も2014（平成26）年に締結しました。

わが国では、1993（平成5）年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、2004（平成16）年に、障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、2002（平成14）年に「身体障害者補助犬法」、2012（平成24）年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。2005（平成17）年には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症（P96）、LD（学習障がい）（P95）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）（P95）などの発達障がい（P99）の早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務と規

定されました。さらに、2016（平成28）年には、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮（P96）の提供」を求め、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、同年、大阪府においても、「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2018（平成30）年には、「全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもと、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

### ● 本市における取り組み

本市では、2013（平成25）年に「第3期八尾市障がい者基本計画～ふれあいプラン～（後期計画）」を策定し、障がいのある人に対する差別意識や偏見の解消、障がいのある人の社会参加の促進に取り組みました。

2021（令和3）年4月からの「第4期八尾市障がい者基本計画」において、「障がいのある人もない人も、ともに認め合い、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、障がい者施策を進めていきます。

また、2021（令和3）年4月からの「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画」において、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等のサービス基盤の整備を図っていきます。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、障がいのある人の人権で特に問題と感じる項目として、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」（44.4%）が最も多く、次いで「働ける場所や雇用に取り組んでいる企業が少ないこと」（40.0%）、「聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと」（31.1%）があげられています。

## ● 障がいのある人を取り巻く課題

障がいのある人による自己決定や自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実など、総合的・体系的な施策の推進が重要となっています。

「障害者権利条約」においては、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、一員として社会参加できることが定められています。また、障がいのある人が十分にその能力を発揮できるように、バリアフリー（P99）化や点訳など、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じた適切な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。

本市においても、障がいのある人に関する差別事象が発生するなど、障がいのある人の人権について、十分に理解がされていない現状があります。

さまざまな機会を通じて、障がいのある人との交流を図り、物理的な障壁（バリア）のみならず、情報や心の面における障壁（バリア）を取り除くことにより、障がいのある人が平等に参加・活動することができる社会の実現をめざしていくことが重要です。

## 同和問題（部落差別）

### ● 法制度の整備状況

1965（昭和40）年に出された国の同和对策審議会の答申を受けて、答申を具体化するため、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」が、1982（昭和57）年に「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987（昭和62）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、地域の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。その後、2002（平成14）年3月末に、これらの財政上の特別措置を講じるための法律は失効し、今後は、一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

また、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況が変化してい

る中で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

### ● 本市における取り組み

本市では、国の特別立法に先駆けて同和問題（部落差別）の解決に向けて取り組み、1970（昭和45）年に、八尾市同和对策審議会の答申が出され、生活環境や生活実態の改善、同和教育の推進に取り組んできました。その後、2002（平成14）年3月末で特別措置による法律が終了し、現在においては、一般施策を活用して残された課題の解決に努めています。

同和問題（部落差別）の解決に向けて、2004（平成16）年に「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」を策定し、その後、2013（平成25）年に時点修正を行い、各分野における施策の推進方向に基づいて取り組みを進めています。

「人権教育・啓発」に関わる施策の推進方向として、「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」では、①市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう手法や内容に工夫をこらすこと、②差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すこと、③人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めること、④地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう人権教育・啓発を推進していくことがあげられています。その他、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れるほか、人権課題の当事者の体験や願いから学んだ「人権教育プログラム・教材の開発」、「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」、人権についての市民意識調査や差別事象の分析など「人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究」、「土地取引等における差別の解消」、「行政・企業とNPO等との協働促進・支援」、「公務員などへの人権教育の実施」、「推進体制の整備」があげられています。

また、「教育」に関わる施策の推進方向においては、「教育の機会均等の確保」、「確かな学力の向上」、「人権教育の一環としての同和教育の推進」、「家庭教育、子育て支援の促進」、識字教室の充実や情報活用能力の向上など「学習活動や自主的活動の充実への支援」を掲げています。

2011（平成23）年10月に改正された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」では、部落差別につながる「個人調査」と「土地調査」を規制しており、本市においてもその周知に努めています。

また、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得した事件が次々に明らかになったため、2013（平成25）年には、登録型「本人通知制度」（P100）を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

さらに、2019（令和元）年7月に、市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」諮問を行い、同審議会において答申の作成を進めております。

### ● 市民意識調査結果等

市民意識調査においては、同和問題（部落差別）に関することで特に問題と感じる項目として、「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」（28.4%）が最も多く、次いで「結婚や就職にあたって、身元調査をすること」（27.9%）、「就職や職場において不利な扱いをすること」（25.9%）があげられています。

### ● 同和問題（部落差別）を取り巻く課題

本市において、2015（平成27）年に、職業、結婚、住居などの同和問題（部落差別）に関する根深い差別意識や偏見に満ちた差別文書が郵送や郵便受け等に大量に投函されるという悪質な事象が発生し、同様の事象が府内数市や他府県でも発生しました。また、土地に関する差別調査問題の発覚、行政窓口と同和地区を問い合わせる電話や差別落書き、インターネットによる書き込み等、偏見やマイナスイメージが形成される悪質な差別事象もまだまだ見られるなど、同和問題（部落差別）について、十分に理解がされていない現状があります。

同和問題（部落差別）におけるさまざまな課題を解決するため、人権教育・啓発の取り組みをより一層進めるとともに、地域の人びとの願いや思いが反映できるよう工夫する必要があります。

## 外国人

### ● 法制度の整備状況

2006（平成18）年3月に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人市民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの指針を示し、「国際交流」、「国際協力」、「地域における多文化共生」の三つを柱とする取り組みが進められています。

2012（平成24）年には「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

また、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ハイトスピーチ解消法）が施行されました。この法律は特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるハイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会をめざしたものです。

さらに、2017（平成29）年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

### ● 本市における取り組み

本市では、1979（昭和54）年に職員採用試験（行政職）の受験資格から国籍条項を撤廃、1990（平成2）年には「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定し、在日外国人教育・国際理解教育の推進に努めてきました。また、1990（平成2）年8月には、（財）八尾市国際交流センターを設立し、市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解の増進、外国人市民との相互交流、外国人市民への支援など各種の施策を実施してきました。

2003（平成15）年に策定された「八尾市国際化施策推進基本指針」に基づき、2004（平成16）年に「八尾市国際化施策推進計画」を策定、そして、2014（平成26）年に「八尾市多文化共生推進計画」を策定し、2021（令和3）年度からは「第2次八尾市多文化共生推進計画」に基づき、多文化共生社会の構築をめざして取り組みを進めています。

2011（平成23）年に市の施策や事業に対して、外国人市民の当事者や支援者などの意見を聞く場として、外国人市民会議を設置しました。

また、本市では、2008（平成20）年度より外国人相談事業を外国人集住地区に近い、桂及び安中人権コミュニティセンターの2箇所で実施してきましたが、2019（令和元）年12月に国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、新たに市の外国人相談事業を束ねる「基幹窓口」を八尾市生涯学習センター内に整備し、市全体としての相談体制の拡充を図りました。そのほか、災害時の外国人市民への支援としては、2016（平成28）年度に（公財）八尾市国際交流センターと協定を締結し、設置に向けての研修等に取り組んでいます。

さらに、アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市、中華人民共和国上海市嘉定区と、それぞれ姉妹都市・友好都市として、文化・スポーツ・行政等における交流を進めてきました。上海市嘉定区とは、相互に中高生を派遣しあい、国際理解を深め、交流を図っています。

地域においては、異文化にルーツを持つ人びとが集う行事である「八尾国際交流野遊祭」が毎年開催され、地域における外国人市民との共生が進められています。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、外国人の人権で特に問題と感じる項目として、「外国語で対応できる相談窓口や病院・施設が少ないこと」（33.5%）が最も多く、次いで「特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われること」（32.9%）、「就職や職場において不利な扱いをすること」（24.5%）があげられています。

### ● 外国人を取り巻く課題

本市では、歴史的な経緯から、韓国・朝鮮籍市民が以前から多く暮らしていましたが、1980（昭和55）年代以降、中国やベトナム籍市民が増加傾向にあり、現在では、そのほかに、フィリピン、タイなどさまざまな国籍の人が暮らしている状況にあります。また、外国人技能実習生や留学生など、あらたに日本に滞在する外国人が増えています。さらに、日本国籍取得や国際結婚の増加により、外国にルーツを持つ日本国籍者も増加しています。

今後は、多文化共生の取り組みを一層推進すべく、多言語情報誌の発行を通じて、市政情報や地域情報の提供など外国人市民への情報提供の充実を図るとともに、地域コミュニティの育成支援が重要です。

本市においても、外国人に関する差別事象が発生するなど、外国人の人権

について、十分に理解がされていない現状があります。多様性（ダイバーシティ）を認めあい、外国人に対する偏見や差別をなくすための取り組みを一層推進していくことが求められています。

## インターネットにおける人権問題

### ● 法制度の整備状況

2002（平成14）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行され、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害が起こった場合、その被害者はプロバイダ等に対して人権侵害情報の発信者（掲示板等へ書き込んだ人）に関する情報の開示や、人権侵害情報の削除を求めることができるようになりました。

また、2008（平成20）年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、2009（平成21）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

さらに、2003（平成15）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が施行され、これまでの「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自ら管理し、コントロールする力をつけるとともに、個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進しています。

### ● 本市における取り組み

本市では、高度情報社会においては、本人が気づかない間に個人情報が収集され、利用されることが起こり得ることに対応して、1998（平成10）年10月に「八尾市個人情報保護条例」を施行しました。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、インターネットに関することで特に問題と感じる項目として、「デマを流したり、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」や「個人情報の流出などの問題が多く発生してい

ること」などが50%を超えています。

### ● インターネットにおける人権問題を取り巻く課題

インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、相手が見えない状況での人権侵害事象が多発しており、こうした事件やトラブルは増加傾向にあります。2016（平成28）年から、「マイナンバー制度」（P100）の運用が開始され、市民生活を取り巻く高度情報化が一層進んでいきます。

また、子どもが加害者や被害者にならないために、インターネットの利用のルールを決めるなど、学校教育等を通じて、情報モラル（P97）や情報活用能力についての教育が必要です。

さらに、インターネット上での誹謗中傷や差別が増加しており、モニタリング調査など、その対策が求められています。

インターネット社会に対応して、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会を提供するとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が大切です。

## 特定の疾患に対する人権問題

### ● 法制度の整備状況

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996(平成8)年)の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009(平成21)年)の施行等を通して、人びとの偏見と差別を払しょくし、患者や回復者が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

また、2019(令和元)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、ハンセン病回復者に関することで特に問題と感じる項目として、「就職や職場において不利な扱いをすること」(25.6%)が最も多く、次いで「病院が治療や入院を拒むこと」(21.2%)、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」(19.6%)があげられています。

また、エイズ患者・HIV感染者に関することで特に問題と感じる項目として、「偏見による差別的な発言や行動をすること」(35.8%)が最も多く、次いで「患者・陽性者のプライバシーを守らないこと」(24.5%)、「病院が治療や入院を拒むこと」(22.0%)があげられています。

### ● 特定の疾患に対する人権問題を取り巻く課題

不正確な知識や思い込み、過剰な危機意識により、特定の疾患に対する人権侵害行為が生じています。

ハンセン病感染者や回復者等については、本来、ハンセン病はらい菌による感染力の極めて弱い感染症であり、現在では治療方法が確立されている病気ですが、らい予防法に基づく長期間にわたる強制隔離政策による差別・偏見や入所者自身の高齢化、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症などにより、病気が完治した後も療養所生活を余儀なくされ、社会復帰が困難な状況にあります。

H I V・エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を行い、未だ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた回復者の名誉の回復を図る必要があります。

## 性的マイノリティに対する人権問題

### ● 法制度の整備状況

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が2004(平成16)年7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。また、2008(平成20)年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がいないこと」から「未成年の子がいないこと」に緩和されました。

2017(平成29)年に大阪府では「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」が策定され、2019(令和元)年には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されるとともに、2020(令和2)年からパートナーシップ宣誓証明制度が開始されました。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、性的マイノリティに関することで特に問題と感じる項目として、「偏見による差別的な発言や行動をすること」(43.7%)が最も多く、次いで「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」(35.0%)、「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」(30.8%)があげられています。

### ● 性的マイノリティに対する人権問題を取り巻く課題

性的マイノリティの人は全人口の約3~10%いるといわれている中、L G B T (P95)等の性的マイノリティの人びとに対する知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別の壁に苦しむ人びとがいます。また、アウティング(P94)も大きな問題となっています。今後は、アンケート調査票における多様な性に対応した表記方法の検討など、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が必要とされています。

## 刑を終えて出所した人

### ● 法制度の整備状況

2008（平成20）年に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化による再犯防止が図られています。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、刑を終えて出所した人に関することで特に問題と感じる項目として、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」（32.0%）が最も多く、次いで、「就職や職場において不利な扱いをすること」（28.1%）、「相談窓口や支援体制が不十分であること」（23.9%）があげられています。

### ● 刑を終えて出所した人を取り巻く課題

刑を終えて出所した人（仮釈放となった人を含む）は、法律により社会の一員として、社会復帰することが認められています。また、執行猶予の判決を受けた人は、猶予期間中も社会生活が認められ、言い渡された刑の効力は猶予期間の終了により失われます。しかし、依然として、これらの人びとの社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等が見られ、そうした人権侵害行為は家族等にも及んでいることが課題となっています。

また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

さらに、高齢者や社会的に排除されやすい障がいのある人においても累犯の問題は深刻な課題となっています。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として再び社会生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。

国はこれらの人びとの社会生活を保健、医療、福祉、労働の面から一体的に支援する必要性を指摘し、そのあり方の検討を進めています。本市においても、国、府、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、刑を終えて出所した人等に対する差別意識の解消に向けた取り組みが求められています。

## 犯罪被害者等

### ● 法制度の整備状況

2000（平成12）年5月の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）の施行により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれました。

その後、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利が明確になるとともに、国などによる支援が義務づけられました。

また、2019（平成31）年4月には大阪府で「大阪府犯罪被害者等支援条例」が施行され、被害者支援の基本理念や方向性、各主体の責務がより明確になるとともに、府民理解の増進や総合的な支援の実施体制の構築に取り組むこととされました。

### ● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、犯罪被害者に対する人権で特に問題と感じる項目として、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」（64.6%）が最も多く、次いで「犯罪行為によって精神的、経済的な負担を受けること」（55.8%）、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」（39.7%）があげられています。

### ● 犯罪被害者等を取り巻く課題

犯罪の被害者やその家族等は、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスメディア等による行き過ぎた取材や報道による精神的被害などの二次的な被害を受けるといった実態もあります。

本市においても、国、府、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権相談に応じた相談体制を充実していく必要があります。

## さまざまな人権問題

### ● 法制度の整備状況

1997（平成9）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）が施行され、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会に向け、その歴史、文化、伝統についての理解と認識を深める取り組みを進めてきました。

2002（平成14）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用、生活、医療等の総合的支援を行っており、2017（平成29）年には法の期限が10年延長されました。

2004（平成16）年に「戸籍法施行規則」が改正され、婚外子（P96）については、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同様になりました。

2006（平成18）年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、拉致問題等の解決に向けて、関心と認識を深めることが求められています。

2006（平成18）年に「自殺対策基本法」（自殺対策法）が施行され、社会的な取り組みを進めていくこととなりました。

2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。

2017（平成29）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

## ● 本市における取り組み

本市においても、拉致問題解決に向けた取り組みや野宿生活をやむなくしている人びとに対する支援、生活困窮者支援などさまざまな人権問題に対応した取り組みを行っています。

また、福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などに対して必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートするため、福祉生活相談支援事業を行っています。

## ● さまざまな人権問題を取り巻く課題

アイヌの人びと、婚外子やその母親、児童福祉施設等出身者やひとり親世帯に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、見た目問題（P101）、公園などで野宿生活をやむなくしている人びと、生活困窮者、ニート（P98）、ひきこもり（P99）、中国から帰国した人びとや人身取引の被害者などに関わる人権問題などのほかにも、新しく生じてきた問題を含めて、多くの人権問題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した問題として、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、外国から帰国した人や外国人、感染者の治療にあたっている医療機関従事者やその家族、宅配便の配達員や運送業者などの流通に従事する人、スーパーやドラッグストアなどの小売業に従事する人や介護職員などの「エッセンシャルワーカー」といわれる生活に必需の業務に従事されている人などに対する心ない書き込みや誹謗中傷がSNS等で起こっています。社会情勢や生活環境の変化等に伴って新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

さらに、メディアが大きな役割を果たす現代社会においては、さまざまな情報に惑わされることなく主体的かつ批判的に情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めることも重要となっています。

